

【C】エコリフォーム

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	要件	工事請負契約	工事請負契約を複数(夫婦や親子等)名義で発注する場合、誰が共同申請者になりますか？	発注者のうち、リフォームを行う住宅に居住する者を代表で共同事業者としてください。	平成28年11月2日
2	要件	工事請負契約	変更契約の締結日が事業者登録日以降である場合、対象になりますか？	請負契約日は、初回の契約(原契約)の締結日です。変更契約の時期によらず、原契約の締結日が事業者登録日以降である場合のみ対象になります。	平成28年11月2日
3	要件	工事請負契約	複数の事業者が行うエコリフォームをまとめて申請できますか？	<p>施工業者が補助事業者となるため、交付申請は工事請負契約単位です。また、エコリフォームにおいて、同一住宅は1回のみ交付申請の対象とすることができます。</p> <p>以上から、複数の事業者に工事を発注する発注者は、いずれかの施工業者を補助事業者とし、当該補助事業者との契約に基づくエコリフォームについてのみ交付申請を行うことができます。</p>	平成28年11月2日
4	要件	工事請負契約	工事請負契約書を締結しないが、対象になりますか？(DIY、ホームセンターでの購入 等)	<p>本補助金は、工事請負契約を締結するものが補助対象となっておりますので、補助対象にはなりません。</p> <p>なお、工事請負契約とは、「建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)」第19条に定められるものをいいますので、領収書、販売伝票等が提出されても工事請負契約書としては取り扱いませんのでご注意ください。</p> <p>一般社団法人住宅リフォーム推進協議会がリフォーム工事のための請負契約書のひな形を公表されているので、必要に応じて活用してください。 (http://www.j-reform.com/publish/shosiki.html)</p>	平成28年11月2日
5	要件	住戸数	いわゆる二世帯住宅にエコリフォームをする場合、2戸として扱われますか？	いわゆる二世帯住宅や複数世帯が同居する場合であっても、建物の不動産登記が1棟として登記されている住宅は、ひとつの住宅(1戸)として扱います。(未登記の場合は1戸とします。)	平成28年11月2日
6	添付書類	耐震改修証明書	耐震改修証明書について詳しく教えてください。	<p>各書類の詳細は発行機関等にご確認ください。 (ホームページ_関連資料から「(参考1-C)エコリフォームの必要書類」参照)</p> <p>【様式24】本制度用耐震性能証明書(リフォーム用)は、リフォーム住宅が耐震性を有することを建築士が確認し、発行するものです。</p>	平成28年11月2日

【C】エコリフォーム

No	分類	分類	質問	回答	更新日
7	要件	併用可否	他の補助金との併用はできますか	<p>本補助金の対象としている補助金の目的・対象が同一であり、国費が充当されている補助金との併用はできません。</p> <p>このため、他の補助を受けているリフォーム工事(設備を含みます。)については、本補助金の申請はできません。地方公共団体が地方費のみで行っている補助や、税制優遇、耐震診断への補助との併用は可能です。</p> <p>なお、介護保険における住宅改修を適用する場合は、その部分を本事業の申請分から除く必要があります。</p> <p>また、過去に補助金の交付を受けている住宅や設備については、過去に受けた補助金について返還の必要が生じないか、当該補助金の実施主体に確認した上で、本事業の実施を検討してください。</p> <p><併用可能な補助金等の例> 被災者生活再建支援制度</p> <p><併用できない補助金等の例> 長期優良住宅化リフォーム事業、地域型住宅グリーン化事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(ZEH)、住宅・建築物安全ストック形成事業(従来のポイント制度では併用可能でしたが、今回の事業では耐震改修補助との併用はできません。)</p>	平成28年11月18日
8	要件	補助額	<p>補助要件である</p> <p>①開口部の断熱改修 ②外壁、屋根、天井又は床の断熱改修 ③設備エコ改修</p> <p>のいずれか1つが必須、かつ、 ①～③の補助額の合計が5万円以上について詳しく教えてください。</p> <p>※「住宅ストック循環支援事業補助金の事業概要(資料)」(P10)</p>	<p>①から③のいずれかを行うことが必須です。</p> <p>③については、エコ住宅設備を3種類以上設置するものに限られますので、③を実施する場合は、必ず5万円以上となります。</p> <p>①②のみ実施する場合については、①のみ又は②のみで5万円以上となるか、①と②の合計で5万円以上となる必要があります。</p> <p>以下に、参考例をお示しします。</p> <p>○対象となる例 (補助額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外窓の交換(4万円)+ドア・引戸の交換(2万円) →①のみで5万円以上 ・外窓の交換(4万円)+床の部分断熱改修(3万円) →①と②で5万円以上 ・外窓の交換(5.4万円)+節水型トイレの設置(2.4万円) →①のみで5万円以上 ・設備エコ改修(エコ住宅設備3種類以上を設置の場合は少なくとも5.1万円) →③のみで5万円以上 <p>×対象とならない例 (補助額)※事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内窓の設置(8千円)+床の部分断熱改修(3万円) +節水型トイレの設置(2.4万円) →エコ住宅設備1種類のため③に該当しないことから、3.8万円(5万円未満) ・外窓の交換(4万円)+節水型トイレの設置(2.4万円) +高断熱浴槽の設置(2.4万円) →エコ住宅設備2種類のため③に該当しないことから、4万円(5万円未満) 	平成28年11月18日

【C】エコリフォーム

No	分類	分類	質問	回答	更新日
9	要件	工事請負契約	同一の事業者との複数の契約に基づくエコリフォームをまとめて申請できますか？	(No.3：複数事業者と契約を行う場合と同様) 交付申請は工事請負契約単位です。 また、エコリフォームにおいて、同一住宅は1回のみ交付申請の対象とすることができます。 以上から、いずれかの契約に基づくエコリフォームについてのみ、交付申請を行うことができます。 なお、原契約の変更(変更契約)は、変更後のエコリフォームに応じた交付申請を行ってください。 (変更契約後、実際の工事による補助金額が増えた場合も、交付決定額を超える補助は行われません)	平成28年12月7日
10	要件	対象住宅	登記にリフォーム住宅の建築時期が建築年しか記載されていない場合、申請できますか？ ・記載例:『昭和60年月日不詳新築』	建築年が昭和59年以降で日付が不詳である場合は、申請できます。 (建築年が昭和58年以前で日付が不詳である場合は、登記と併せて、その他耐震性を有することが確認できる書類を提出してください) ◆(昭和59年以降の場合)申請ポータル「リフォームする住宅の新築日」は、登記に記載された建築年に加えて、『1月1日』など任意の日付を入力してください。	平成29年1月6日
11	添付書類	耐震性を有することが確認できる書類	(登記を行っている)リフォーム住宅が耐震性を有することの確認書類として、確認済証を提出しても良いですか？	本補助金における耐震性等の要件については、原則、不動産登記により、建築時期等の確認をおこなうこととしております。 よって、登記された住宅は、登記の全部事項証明書を添付してください。 また、昭和35年4月以降に建築される住宅は、表題登記は法律で義務付けられています。「原則」としているのは、登記義務化前等の未登記物件を確認するためのものです。 この場合は、交付申請書の『建物の登記』の項目において、 【登記を行っていない】 ことを申告することとなります。 交付申請において、虚偽の申告がある場合、交付申請の却下または交付決定の取り消しの対象になる場合がありますので、ご注意ください。	平成29年1月19日 *平成29年4月10日 「現在事項証明書」 を 「全部事項証明書」 に修正

【C】エコリフォーム

No	分類	分類	質問	回答	更新日
12	添付書類	本事業用 耐震性能証明書 (耐震性あり)	建築士が耐震性を有することを 確認する基準とはなんですか？	<p>「耐震性を有する」とは、現行の耐震基準を満たすことをいいます。 建築士事務所登録を行っている事務所に所属する建築士が、 ①、②のいずれかの基準を満たすことを確認してください。 ①建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準 ②耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずる ものとして国土交通省大臣が定める基準」 (平成18年国土交通省告示第185号)</p> <p>なお、事務局は、必要に応じて建築士に対して証明の根拠となった書類等を 求めることがあります。</p>	平成29年1月20日
13	添付書類	建物の 登記事項証明書	<リフォームする住宅> 不動産番号の記載がない登記事項証明書を 添付書類として提出できますか？	<p>不動産番号が記載された登記事項証明書を提出してください。 なお、平成20年7月以降に法務局が発行する登記事項証明書には、 不動産番号が記載されます。</p>	平成29年1月20日
14	添付書類	建物の 登記事項証明書	《よくある間違い》 登記完了証で交付申請できますか？	<p>申請できません。 登記完了証では、現在事項のすべてを確認することはできません。 必ず、法務局が発行する登記事項証明書を提出してください。</p>	平成29年1月31日
15	添付書類	住宅耐震改修 証明書	《よくある間違い》 「住宅耐震改修証明申請書」も提出する必要が ありますか？	<p>「住宅耐震改修証明書」では家屋の所在地の記載がないため、 「住宅耐震改修証明申請書」も併せて提出してください。</p>	平成29年2月2日
16	添付書類	建物の 登記事項証明書	《よくある間違い》 登記事項証明書が複数枚発行されました。 すべてのページを提出する必要はありますか？	<p>登記事項証明書が複数枚にわたる場合、必ず、すべてのページを 提出してください。</p>	平成29年2月15日
17	要件	対象住宅	居宅である複数建物が登記されている場合、 耐震性を有することはどのように確認しますか？	<p>種類が「居宅」として登記された全ての建物(附属建物を含む)について、 耐震性を満たすことを確認します。 (附属建物の新築時期の記載がない場合、確認済証や 建築士による証明によって、耐震性を有することを証明してください)</p>	平成29年4月10日

【C】エコリフォーム

No	分類	分類	質問	回答	更新日
18	要件	耐震改修	新耐震基準で建築され、 現況、耐震性を有しない住宅に対して、 耐震改修を行う場合、補助の対象になりますか？	対象になりません。 本補助金では、旧耐震基準により建築された住宅(※)を、 現行の耐震基準に適合させる工事を対象としています。 ※登記において昭和58年3月31日以前の新築が確認できる住宅、 または、確認済証が昭和56年5月31日以前に発出された住宅をいいます。	平成29年4月10日
19	要件	申請可否	交付決定後、交付申請を取り下げて、 再申請を行うことはできますか？ (補助額を変更したい)	一度、交付決定を受けた住宅については、交付申請を取り下げて 再申請することはできません。	平成29年4月13日
20	要件	外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	同一部位の断熱改修に 断熱材区分の異なる複数の断熱材を使用する場合、 最低使用量はどのように満たせばよいですか？	使用する断熱材に、断熱材区分A-1、A-2、B、Cのいずれかが含まれる場合、 すべての断熱材の合計使用量が「A-1、A-2、B、C」の最低使用量以上である 必要があります。 対象製品である量と床の断熱材をあわせて使用する場合も同様です。	平成29年5月31日